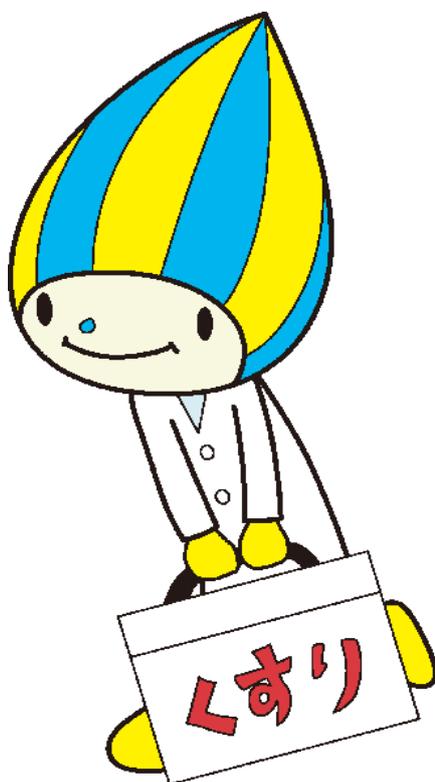


# 特別支援学校における 薬の取扱いの手引



岐阜県教育委員会  
特別支援教育課



## はじめに

特別支援学校では、様々な疾病のある児童生徒が在籍しています。このような児童生徒に対して、学校において医療用医薬品を預かり、使用の介助をする場合があります。

医療用医薬品を預かり、使用の介助をする場合には、保護者等、児童生徒、主治医、学校医、学校歯科医、薬剤師等と十分話し合い、共通理解を図る必要があります。

また、適切な管理ができるのはもちろんのこと、教職員への周知徹底が行われ、学校として個々の実態に応じた対応ができることが原則であり、十分な校内体制の確立が不可欠です。

### 【校長の役割】

校長は、児童生徒の保護者等から児童生徒の治療に必要な医療用医薬品の預かりを依頼された場合、学校医等の指導・助言を受け、学校の方針を決める必要があります。学校で医療用医薬品を預かるためには、校長の責任のもと、校内体制や保護者等との連絡体制の確立などが必要です。担任等、関係する教職員が保護者等と十分な打ち合わせをし、医療用医薬品の預かりが決定したら、保護者等に対して依頼書の提出を求めます。

### 【学級担任の役割】

学級担任は、保護者等の窓口となり、当該児童生徒の健康にかかわる要望などを把握し、学校での医療用医薬品の管理について保護者等と共通理解を図ってください。

学校での児童生徒の様子は、主治医や保護者等にとって大変貴重な情報となることから、児童生徒の健康観察は大切であり、学校での様子を保護者等に知らせていくことも重要です。

また、児童生徒が医療用医薬品の取扱いなどで困っていることはないか、周囲の児童生徒に問題となる行動はないかなどの様子についても注意を払い学級経営を行いましょう。

### 【保健主事・養護教諭の役割】

保健主事・養護教諭は、児童生徒の健康管理や実態把握に努め、学校内の連絡調整を行うようにしてください。緊急時の対応については、当該児童生徒の緊急時に備える体制づくりや環境整備を行い、教職員へ共通理解を図る取組を行いましょう。

医療用医薬品の管理については主治医及び学校医等の指導・助言を受けることが大切です。

校内の組織体制を確立し、医療用医薬品の取扱いについてその意味をすべての教職員が認識し適切に対応することは、子どもたちの送る学校生活がより一層「安全・安心」なものにつながると考えます。



# 学校における医療用医薬品の預かりと管理の流れ

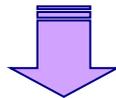
## 1 校内における医療用医薬品管理の預かり方針と教職員の共通理解

- ・校長をはじめとする管理職、担任、保健主事、養護教諭及び学校医等により、学校における医療用医薬品を預かる方針を決め、環境条件整備（保管場所など）を行う。
- ・校長は、教職員の共通理解を図る。



## 2 保護者等との共通理解

- ・保護者等からの申し出があった場合、十分な打ち合わせを行い、共通理解を図る。
- ・医療用医薬品を預かる場合は、保護者等に対して依頼書の提出をお願いする。依頼書は保護者等が記入する。



## 3 保護者等や主治医との連携、学校医等からの指導・助言

- ・保護者等、主治医との連携をとり、学校における医療用医薬品の管理を行う。
- ・学校医等の指導・助言を受け、学校における管理体制の在り方について評価する。



## 4 定期的な内容の確認

- ・原則として、1年に1回（年度変わり）は、依頼書の内容を確認する。また、医療用医薬品に変更がある場合は、適宜依頼書の提出を求める。
- ・保護者等と連絡を密にとり、受診状況などを把握する。
- ・管理者は、医療用医薬品の使用期限に注意し、定期的な点検を行う。



## 医療用医薬品の取扱い

### 1 学校における医療用医薬品の預かりの考え方

学校で医療用医薬品を預かることについて法律上の規則はないが、学校での使用に当たっては、状況により医行為に該当する可能性もあり、注意を要する。

原則として児童生徒本人の所持となる。ただし、以下の場合、保護者等の申し出により預かることがある。

- ①坐薬や水薬のように冷所保管などの保管条件がある医療用医薬品
- ②児童生徒本人による管理が困難な場合



### 2 保護者等から医療用医薬品の使用を依頼された場合の対応

学校内においては、医療用医薬品の使用に関する教職員の共通理解が必要である。

- ①医療用医薬品を預かることは可能でも、一定の条件等を満たさない限り教職員が学校で預かった医療用医薬品を児童生徒に使用することはできないことについて共通理解を図る。
- ②適切な保管場所を確保するとともに、必要時に保管場所から取り出して、教職員が児童生徒に確実に使用できる体制が必要となる。
- ③誰が責任を持って預かるかを定める。
- ④保護者等と十分話し合い、共通理解を図る。原則として、保管のみで教職員が使用することはできないこと、また、適切に使用できない場合があることを理解してもらう必要がある。  
児童生徒の保護者等が学校に来訪し、預かっている医療用医薬品を使用することは可能である。
- ⑤保護者等に「薬の使用依頼書」「薬の説明書のコピー」等の提出をお願いする。



### 3 教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用することの捉え方

教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医行為に当たるので行うことはできない。

しかし、児童生徒が以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服用指導の上であれば、次の医薬品の使用の介助が可能である。

#### 【医薬品の使用】

- ①皮膚への軟膏の塗布
- ②湿布薬の貼付
- ③点眼薬の点眼
- ④一包化された内服薬の内服
- ⑤肛門からの坐薬の挿入
- ⑥鼻腔粘膜への薬剤噴霧



#### 【3つの条件】

- ①児童生徒の容態が安定していること
- ②医師又は看護職員による様態の経過観察が必要ではないこと
- ③内服薬については、誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

※「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法31条の解釈について（通知）、医政発第0726005号 平成17年7月26日」参照

#### 【てんかん発作時の特例】てんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合

次の4つの条件を満たす場合には、教職員が坐薬や口腔用液等を使用する行為を、緊急やむを得ない措置として行うことが可能である。

《4つの条件（坐薬や口腔用液（プロラム®）等の使用について）》

- ①当該児童生徒及びその保護者等が、事前に医師から、書面で指示を受けていて、やむを得ず坐薬や口腔用液（プロラム®）等を使用する必要性が認められていること
- ②当該児童生徒及びその保護者等が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬や口腔用液（プロラム®）等を使用することについて、具体的に依頼していること
- ③当該児童生徒本人であることを改めて教職員が確認し、坐薬や口腔用液（プロラム®）等使用の留意事項に関する書面の記載事項などを遵守すること
- ④当該児童生徒の保護者等又は教職員は、坐薬や口腔用液（プロラム®）等使用后、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること

※「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡、平成28年2月29日」参照

※「学校におけるてんかん発作時の口腔用液（プロラム®）の投与について 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡、令和4年7月19日」参照

※「医師法第17条の解釈について（照会）27 初健食第29号、平成28年度2月1日」参照、「4 初健食第17号、令和4年7月14日」参照

※「医師法第17条の解釈について（回答）医政医発0224第2号、平成28年2月24日」参照、「医政医発0715第2号、令和4年7月15日」参照

## 4 医療用医薬品の保管方法

### ① 預かった医療用医薬品を安全に保管できる場所を確保する。

医療用医薬品は、保健室や職員室など教職員が確実に管理できる場所に保管する必要がある。なお、他の児童生徒の目に触れないようにすることも大切である。

また、坐薬、水薬など冷所保存の医療用医薬品の場合には、冷蔵保管する必要がある。

### ② 緊急時に対応が可能となる保管方法にする。

食べ物などによるアレルギー患者のアナフィラキシー発症時のアドレナリン注射剤、糖尿病患者の低血糖時の注射薬、熱性けいれん時のけいれんを抑えるジアゼパムの坐薬など、緊急を要する医療用医薬品は、教職員が必要時に直ちに本人

に渡せるように周知徹底しておくことが必要である。

なお、鍵をかけて保管している場合には教職員に鍵の場所を周知しておく必要がある。



## 5 緊急時に使用する医療用医薬品を預かる場合の対応

### ① 緊急時に使用する医療用医薬品を預かった場合、必要時にそれらが保管場所から迅速に取り出され、素早く本人に渡せるような保管・管理を行うことが必要である。

緊急時の場合は、容態が安定していない状態なので、教職員による医療用医薬品の使用の介助はできない。このため、保護者等、主治医及び学校医への連絡をするとともに、必要に応じて救急車を要請し、早期に医療機関へ搬送する必要がある。

ただし、アレルギー疾患の児童生徒がアナフィラキシー発症時に使用するアドレナリン注射薬（商品名：エピペン）のように、例外もある。

### ② 緊急時に使用する医療用医薬品は、症状が出てから対処までに要する時間が重要になる。

したがって、このような児童生徒に対応する緊急対応マニュアルを作成し、主治医等に連絡がとれる連絡体制を構築しておく必要がある。特に、連絡先となる医療機関の診療時間、診療時間外の連絡先も把握しておく必要がある。



## 関連通知・参考様式

### 【関連通知】

- 医師法 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）医政発第 0726005 号、平成 17 年 7 月 26 日
- 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡、平成 28 年 2 月 29 日
- 医師法第 17 条の解釈について（照会）27 初健食第 29 号、平成 28 年度 2 月 1 日
- 医師法第 17 条の解釈について（回答）医政医発 0224 第 2 号、平成 28 年 2 月 24 日
- 学校におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡、令和 4 年 7 月 19 日
- 医師法第 17 条の解釈について（照会）4 初健食第 17 号、令和 4 年度 7 月 14 日
- 医師法第 17 条の解釈について（回答）医政医発 0715 第 2 号、令和 4 年 7 月 15 日

### 【参考様式】

- 保護者等案内
- 薬の使用依頼書（定期薬）〈様式①〉
- 薬の使用依頼書（臨時薬）〈様式②〉
- 薬の使用依頼書（宿泊時）〈様式③〉
- 薬の使用依頼書（非常時）〈様式④〉
- 薬の預かり依頼書（応急薬）〈参考〉
- 薬の預かり依頼書（応急薬：坐薬）〈参考〉
- 薬の預かり一覧：保健室用
- 薬の使用確認表：教室用
- 医薬品の使用の介助について（職員向け）

※これらの様式等は、参考様式ですので、学校の実情に合わせてアレンジしてご活用ください。

- てんかん発作時の緊急措置〈様式⑤の 1・⑤の 2〉については、アレンジは不可とします。**

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の  
解釈について(通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さないものによる医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規定によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解釈している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じた個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の傷病構造の変化、国民間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供のあり方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則と医行為ではないと考えられるものを別紙のとおり列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が適切か否か判断する際の参考とされた。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること(耳垢塞栓の除去を除く)
- ④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。(肌に接着したパウチの取り替えを除く)
- ⑤ 市販のデスポーザブルグルセリン浣腸器(※)を用いて浣腸をすること  
※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グルセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で、20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もありえる。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって判断された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には、医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、業として行う場合には、実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装置すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む)
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により、患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服用指導の上、看護職員の保健指導・助言を尊重した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用を含む。)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
  - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
  - ② 副作用の危険性や投薬量の調節等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
  - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規定の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。  
また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

事務連絡  
平成28年2月29日

27初健食第29号  
平成28年2月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人事務局

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
和田勝行



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

医師法第17条の解釈について（照会）

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。  
てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。  
つきましては、都道府県教育委員会においては城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

(本件担当)  
文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課保健管理係  
TEL:03-5253-4111 (内線2976)  
FAX:03-6734-3794

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
  - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
  - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること
  - ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
  - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)  
文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課保健管理係  
電話：03-5253-4111 (内線：2976)



別紙2

医政医発0224第2号  
平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（回答）

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。  
なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

事務連絡  
令和4年7月19日府子本第766号  
4初健食第17号  
子総発0714第1号  
子保発0714第1号  
子子発0714第1号  
令和4年7月14日各都道府県・市区町村保育主管課  
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課  
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課  
各都道府県私立学校主管部課 御中  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課  
附属学校を置く国立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省子ども家庭局総務課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
(公印省略)

医師法第17条の解釈について(照会)

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について

記

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」(平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について(依頼)」(平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)において、お示しをしています。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」(平成29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知)においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液(ブコラム®)の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6ヵ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ(<https://www.buccolam.jp/>)も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等(以下「学校等」という。)で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童(以下「児童等」という。)がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ(以下「教職員等」という。)が、口腔用液(「ブコラム®」)を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼(医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。)していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
  - ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

各県立学校長 様

体育健康課長

医政医発 0715 第 2 号  
令和 4 年 7 月 15 日

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（プロラム®）の投与について（依頼）

みだしのことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より通知がありました。  
については、下記事項により、適切に対応するよう周知願います。

記

○学校等で在籍する児童等がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員等が、口腔用液（「プロラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならない。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・学校等においてやむを得ずプロラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・プロラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にプロラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたプロラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してプロラム®を使用すること。
  - ・当該児童等がやむを得ずプロラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・プロラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、プロラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

【注意事項】

- ・プロラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となること。
- ・個人のプライバシーの保護には十分留意すること。

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長  
（公 印 省 略）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

担 当	体育健康課 学校保健係		
係 長	池田 勉	担当者	大竹 美保
電 話	058-272-1111（内線3592）		
F A X	058-278-3542		
E-mail	otake-miho@pref.gifu.lg.jp		

保護者等様

岐阜県立〇〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

## 学校における薬の取り扱いについて

学校での薬の使用は、保護者等からの依頼に基づいて行っています。学校で薬の使用が必要な場合は、「薬の使用依頼書」と「薬の説明書」をご提出ください。薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、下記の内容をご確認の上、ご理解をいただきご協力くださいますようお願いいたします。

## 1 学校における薬の取り扱い

- (1) 教職員が学校で児童生徒に薬を使用することは、認められていません。
- (2) 学校で薬を使用する必要があり、医師の処方を受けて保護者等から薬の使用の依頼があった場合に、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。
- (3) 児童生徒の薬の管理は、児童生徒本人が所持することを原則とします。ただし、以下の場合には保護者等の申し出により預かります。
  - ①水薬や坐薬のように冷所保管などの保管条件がある薬
  - ②児童生徒本人による管理が困難な場合
- (4) 薬の使用・管理について教職員の介助や預かりを必要としない場合であっても、児童生徒が学校で薬を所持する場合は、保護者等から担任と保健室に届け出が必要です。
- (5) 薬の取り違えや誤った使用の仕方を防ぐために、持参する薬について別紙の記載に従って家庭において準備を整えてください。

## 2 必要な提出書類

	薬の例	提出書類
①定期薬	抗けいれん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、毎日定時に使用する薬	薬の使用依頼書〈様式①〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
②臨時薬	かぜ薬や花粉症等の薬や目薬、塗り薬など、期間が短期間で一時的に使用する薬	薬の使用依頼書〈様式②〉 薬の説明書のコピー
③宿泊時	宿泊を伴う学校行事において使用する薬	薬の使用依頼書〈様式③〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書 宿泊時健康調査票（薬について記入）
④非常時	災害時や気象警報発令によって学校に長時間待機する場合に必要となる薬	薬の使用依頼書〈様式④〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
その他 (応急薬)	けいれん発作や喘息発作、向精神薬、鎮痛剤等で、応急処置としてやむを得ず使用する薬	薬の預かり依頼書〈参考〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書 てんかん発作時の緊急措置に関する留意事項〈様式⑤の1〉・依頼書〈様式⑤の2〉

※医療的ケア対象の児童生徒については、医療的ケア実施要項に基づいて対応します。

## 3 その他

- ・事故防止のために提出書類の内容と、薬に書いてある名前・日時等を2人以上の教職員で確認します。
- ・教職員は、児童生徒ができるかぎり自分で薬を使用できるように指導・支援に努めます。ご家庭でもご協力をお願いします。
- ・薬の使用・保管についてのご相談は、担任または保健室にお気軽にお申し出ください。

## 【薬の準備についてのお願い】

(1) 1袋ごとに使用する時間、日にち、児童生徒の氏名を記入してください。



◆ 1回分が2包ある場合



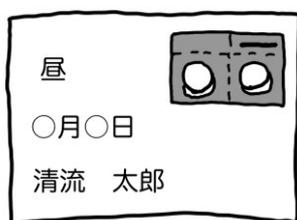
2包をホチキスでとめる。

◆ 1回分が粉薬と錠剤の場合



2つをホチキスでとめる。

◆ 錠剤等、薬の外装に直接記名ができない場合



別の紙に使用する時間、日にち、  
児童生徒氏名を記入する。

紙と薬をホチキスでとめる。

(2) 「薬の使用依頼書」「薬の説明書のコピー」を提出してください。



〈様式①〉

## 薬の使用依頼書（定期薬）

令和 年 月 日

岐阜県立〇〇学校長 様

部 年 組 児童生徒名

保護者等氏名

(自署)

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。

つきましては、学校において下記のとおり使用の介助をお願いします。

なお、この薬の使用については保護者等が責任を持ちま

保護者等の具体的な依頼にも基づいて、  
教職員が“介助”するため。

薬名			
量			
薬の種類	粉薬 錠剤 水薬 カプセル その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 カプセル その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 カプセル その他（ ）
使用時間	食前 食後 食間（ ） その他（ ）	食前 食後 食間（ ） その他（ ）	食前 食後 食間（ ） その他（ ）
使用方法	そのまま 水に溶く その他（ ）	そのまま 水に溶く その他（ ）	そのまま 水に溶く その他（ ）
使用にあたっての 注意事項 ※できるだけ詳しく記入し てください。			
医療機関・医師名			
保護者等緊急連絡先	年度内に指示内容等が変更になる場合 があるため。		

- ※ 薬品名及び使用時の留意点について、不明な点は医師にたずねて正確に記入してください。
- ※ 薬の内容、量が変更になった場合は必ず担任まで、連絡してください。
- ※ 定期薬：抗てんかん薬、向精神薬等、年間を通して毎日使用する薬
- ※ 薬の説明書のコピーを添付してください。

〈様式②〉

## 薬の使用依頼書（臨時薬）

例

症状が落ち着き、登校は可能と考えますが、医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。  
つきましては、学校において下記のとおり使用の介助をお願いします。  
なお、この薬の使用については保護者からご確認をお願いします。

登校できるくらいまで、容態が安定しているというこ  
とを確認する。

期 間	5月 14日～	月 日	月 日～	月 日	月 日～	月 日
病 名	カゼ					
薬 名	・ムコダイン ・ダーゼン ・カロナール					
薬の種類	粉薬 錠剤 水薬 塗り薬 目薬 その他 ( )					
量	1包					
時間	食前 食後 他( ) 時					
使用方法 注意事項	・少量の水で溶かして スプーンで飲む					
病院名	〇〇クリニック					
記入日	5月 14日					
保護者等サイン						

教職員、保護者も、薬に対する意識を変えて  
いく。

※臨時薬：風邪薬や鼻炎薬、目薬、塗り薬等、短期的にその症状が軽減されるまで使用する薬  
※薬の説明書のコピーを添付してください。

〈様式③〉

## 薬の使用依頼書（泊を伴う行事）

令和 年 月 日

岐阜県立〇〇学校長 様

部 年 組

児童生徒名

保護者等氏名 (自著)

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。  
つきましては、下記のとおり使用の介助をお願いします。  
なお、この薬の使用については保護者等が責任を持ちます。

	薬名	薬の種類	使用日	預かる個数	使用時間
朝		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ · /		食前 食後 時
		粉薬 錠剤 水薬 他			
		粉薬 錠剤 水薬 他			
昼		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ / /		食前 食後 時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ / /		
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ / /		
夕		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ · /		食前 食後 時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ · /		
		〇薬 他 ( )	/ · /		
就寝前		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ · /		時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	/ · /		
頓服		【使用の目安】			
使用方法 使用にあたっての注意事項 ※できるだけ詳しく記入してください。		特に、昼以外の薬は使用の介助に慣れていないので、使用方法等を具体的に記入してもらう。			
保管方法					
医療機関・医師名					
保護者等緊急連絡先					

※ 薬の説明書のコピーを添付してください。

〈様式④〉

# 薬の使用依頼書（非常時）

令和 年 月 日

岐阜県立〇〇学校長 様

部 年 組 児童生徒名

保護者等氏名 (自署)

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。

つきましては、災害時や気象警報発令によって学校に長時間待機する場合において、下記のとおり使用の介助をお願いします。

薬が変更になった場合は、直ちに連絡いたします。

なお、この薬の使用については保護者等が責任を持ちます。

	薬名	薬の種類	使用期限	預かる個数	使用時間
朝		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		食前 食後 時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		
昼		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		長前 食後 時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		
夕		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		食前 食後 時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		
		水薬 他 ( )	R . .		
就寝前		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		時
		粉薬 錠剤 水薬 他 ( )	R . .		
頓服		【使用の目安】			
使用方法 使用にあたっての注意事項 ※できるだけ詳しく記入してください。		特に、昼以外の薬は使用の介助に慣れていないので、使用方法等を具体的に記入してもらう。			
保管方法					
医療機関・医師名					
保護者等緊急連絡先					

※ 薬の説明書のコピーを添付してください。

当該児童生徒  
保護者等様

医療機関名  
電話番号（ ） —  
医師

## てんかん発作時の緊急措置に関する留意事項

次の児童生徒が、てんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、やむを得ない措置としての坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用する際の条件を満たす場合には、下記のとおり留意事項に関する記載事項を遵守して行ってください。

児童生徒氏名	生年月日	・ ・ 生
病名		

### <てんかん発作時の留意事項等>

指示期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 3月 31日
発作時に栄養する薬剤名	薬剤名：
薬剤の量	( ) mg
使用方法 (薬剤使用の目安)	使用するタイミング（状態、時間等）について、具体的に記入する。
坐薬や口腔用液（ブコラム®）等使用の留意事項 できるだけ詳しく記入してください	使用にあたっての注意事項や使用後の留意点などを具体的に記入する。
坐薬や口腔用液（ブコラム®）等使用の留意事項使用後の対応	緊急時に坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用した後は、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。
衛生上の留意点	手袋を装着した上で坐薬や口腔用液（ブコラム®）等のケアをすること。
保護者等緊急連絡先	

看護師以外の養護教諭、養護助教諭、及び坐薬や口腔用液（ブコラム®）等のケアに関する専門家による研修を受けたことがある教員が上記措置を実施する場合は、以下の条件を満たすこと。

- ① 当該児童生徒及びその保護者等が冒頭に記載する緊急措置としての坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を学校に対して依頼し、本様式の写しを渡して坐薬や口腔用液（ブコラム®）等のケアの際の留意事項を説明済みであること。
- ② ケア前に当該児童生徒がやむを得ず坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
- ③ 本様式「てんかん発作時の緊急措置に関する留意事項」の記載事項を遵守すること。
- ④ 当該児童生徒の保護者等又は教員は、坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用した後、児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

上記指示の内容に同意します。	保護者等氏名	(自署)
----------------	--------	------

(保護者等様)

- ・ 年度内に本様式の記載事項の内容を変更する場合は、必ず担任まで連絡願います。
- ・ 薬の説明書のコピーを添付願います。

年度内に指示の内容等が変更になる場合があるため。

〈様式⑤の2〉（てんかん発作時の緊急措置）

令和 年 月 日

岐阜県立〇〇学校長 様

部 年 組

生年月日 . . 生

児童生徒名

保護者等氏名 (自署)

## てんかん発作時の緊急措置に関する依頼書

医師（主治医あるいはかかりつけ医）の指示により、上記の者が学校においててんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、やむを得ず坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用する必要性が認められる児童生徒であることと、緊急やむを得ない措置として坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用する際の留意事項についての指示を受けましたので、別添写しのとおり依頼します。

### 記

#### 1 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入の内容

別添の主治医又は指導医による「てんかん発作時の緊急措置に関する留意事項」写し

#### 2 その他の特記事項

てんかん発作時の緊急措置の手続きに係わる経費及びてんかん発作時の緊急措置に要する物品の調達に係わる経費は保護者等が負担します。

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等であり、看護師以外の養護教諭、養護助教諭、及び坐薬や口腔用液（ブコラム®）等のケアに関する専門家による研修を受けたことがある教員が坐薬や口腔用液（ブコラム®）のケアを実施する場合は、以下の条件を満たすこと。

- ① 当該児童生徒及びその保護者等が冒頭に記載する緊急措置としての坐薬や口腔用液（ブコラム®）等のケアを学校に対して依頼し、本依頼書にある別添写しを渡して坐薬や口腔用液（ブコラム®）等のケアの際の留意事項を説明済みであること。
- ② 挿入前に当該児童生徒がやむを得ず坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
- ③ 本依頼書にある別添写し「てんかん発作時の緊急措置に関する留意事項」の記載事項を遵守すること。
- ④ 当該児童生徒の保護者等又は教員は、坐薬や口腔用液（ブコラム®）等を使用した後、児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

〈参考〉

## 薬の預かり依頼書（応急薬）

令和 年 月 日

岐阜県立〇〇学校長 様

部 年 組 児童生徒名

保護者等氏名 (自署)

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。  
つきましては、学校において預かっていただくことをお願いします。

薬名			
量			
薬の種類	粉薬 錠剤 水薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 その他（ ）
使用の目安 ※できるだけ詳しく記入してください。	使用するタイミング（状態、時間、熱等）や 使用後の対応などを主治医に具体的に聞いて 記入する。		
使用方法	そのまま 水に溶く その他（ ）	そのまま 水に溶く その他（ ）	そのまま 水に溶く その他（ ）
使用にあたっての 注意事項 ※できるだけ詳しく記入してください。	使用にあたっての注意事項や服用後の 対応などを具体的に記入する。		
医療機関・医師名			
保護者等緊急連絡先			

- ※ 薬品名及び使用時の留意点について、不明な点は医師にたずねて正確に記入してください。
- ※ 応急薬：喘息発作時の薬、向精神薬、鎮痛剤等、応急処置として使用する薬
- ※ 薬の説明書のコピーを添付してください。



令和〇〇年度 薬の預かり一覧							令和〇〇年 〇月 〇日
〈 部〉	氏名	薬品名	使用に際しての医師からの指示	主治医	保護者等連絡先		
クラス		ダイアアップ10mg	発作が5分続いたとき坐薬を挿入する。				
年 組							



(職員向け)

## 医薬品の使用の介助について

### 1 教職員が児童生徒に対して医療用医薬品の使用を介助する際の介助の手順と留意事項

手 順	留 意 事 項
①感染予防のため、介助前に手洗いを行う。 ②薬の確認をする。 ③児童生徒を呼名し、本人の薬であることを確認し、薬を使用することを伝える。 ④依頼された方法で使用の介助をする。 ⑤使用の有無を連絡ノート等に記入する。 ⑥使用後の状態を観察し、異常等の早期発見に心がける。	<ul style="list-style-type: none"><li>・名前、期日、時間、使用量、使用方法を複数の教員で確認し、誰が介助するのかを再確認する。</li><li>・袋の中やコップ、スプーン、児童生徒の口の中に薬が残っていないかを複数の教員で見届け確認する。</li><li>・空の薬を連絡帳に貼り付ける。</li></ul>
次の場合は、すぐに保健室へ連絡する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・他人の薬を使用してしまったとき</li><li>・使用后、嘔吐した時や様子がおかしいとき</li><li>・全量使用できなかったとき</li><li>・使用時間や量を間違えた、使用させることを忘れたとき</li></ul>	



## おわりに

本手引きは、医療用医薬品の保管や管理、取扱いについて学校内での共通理解、学校医や主治医との連携及び保護者等との共通理解が広がり、学校が子どもたちの送る学校生活がより一層「安全・安心」なものになることを願って作成いたしました。

本手引きを作成するにあたり、財団法人日本学校保健会様のご了解を得て、『学校における薬品管理マニュアル（平成22年7月30日発行）財団法人日本学校保健会』を引用させていただきました。深く御礼申し上げます。



---

### 特別支援学校における薬の取扱いの手引き

---

令和5年4月1日 改訂

岐阜県教育委員会特別支援教育課